

宮城県中小企業融資制度取扱要領改正の要点について (令和6年9月2日施行)

1. 事業承継資金（事業承継特別枠、経営承継借換枠）の融資対象要件の緩和措置終了等 (中小企業産業振興資金融資制度取扱要領)

事業承継特別保証制度及び経営承継借換関連保証の申込資格要件のうち、EBITDA有利子負債倍率が「15倍以内」から「10倍以内」に改正されたことに伴い、県要領で規定している事業承継資金（事業承継特別枠、経営承継借換枠）の融資対象要件について、同様に改正するもの。

(当該倍率については、新型コロナウイルスに係る資金繰り支援策により債務が増加した中小企業者も存在することから、令和4年8月31日に「15倍以内」に緩和されていたものであり、この要件緩和措置が終了となったもの。)

併せて、保証協会への申込日に係るただし書きについて、新型コロナウイルス感染症の指定期間の終了に伴い、削除するもの。

2. 産業競争力強化法の一部改正に伴う所要の改正

(中小企業経営安定資金融資制度取扱要領及び産業振興資金融資制度取扱要領)

令和6年9月2日付けで「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」が施行されたこと等により、当該法律の改正箇所を引用している県要領について、条ずれ及び項ずれが生じるため改正を行うもの。

○該当資金

- ・中小企業再生サポート資金（中小企業経営安定資金融資制度取扱要領）
- ・スタートアップ創出促進資金（中小企業産業振興資金融資制度取扱要領）